

重要なお知らせ

岐阜県大垣市「㈱ヤナゲン」発行の「全国百貨店共通商品券」をお持ちのお客様へ

一令和六年九月一日からの取扱停止と未使用券払戻しのお知らせ—

(株)ヤナゲン（令和元年閉店）は、資金決済に関する法律第二十条第一項に基づき、令和六年八月三十一日をもつて(株)ヤナゲン発行の全国百貨店共通商品券の利用を終了し、翌九月一日から未使用的全国百貨店共通商品券の払戻しを開始することとなりました。

そのため、誠に申し訳ございませんが、(株)ヤナゲン発行の全国百貨店共通商品券は、本年九月一日から、全国のご利用店舗でのお取扱いを停止させていただくこととなりました。

何卒ご了承のほどよろしくお願ひ申し上げます。

なお、(株)ヤナゲンによる未使用的全国百貨店共通商品券の払戻手続は、左記の概要で行われますので、お持ちのお客様は、同社にお申出くださいますよう併せてお願い申し上げます。

◆ 払戻し申出期間

令和六年九月一日～令和六年十一月二十九日

午前十時～午後五時（土曜・日曜・祝日を除く）

※表記期間にお申出いただけない場合には、本払戻手続から除外されますのでご注意ください。

◆ 払戻し方法

◆ 払戻し申出期間内に左記「(株)ヤナゲン商品券払戻し窓口」へご連絡ください。郵送対応をご案内いたします。

◆ 次に掲げる商品券等は払戻しができません。

偽造又は変造されたもの、証票番号の照合ができないもの、毀損しているもの

◆ 本件に関するお問合せ先

(株)ヤナゲン商品券払戻し窓口

電話 ○五八四一七八一一一一

岐阜県大垣市高屋町一丁目五六番地